

社会福祉法人上溝緑寿会 役員報酬規程

第1条（目的）

- この規程は、社会福祉法人上溝緑寿会（以下、「法人」という。）の定款の規程に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等について定めるものとする。
- 2 この規程において、定款に定める理事、監事及び評議員のほか、定款に定める評議員選任・解任委員会委員、苦情対策要綱に定める第三者委員、その他理事長の指示又は理事会の委任を受けて会議等に出席する者（以下「役員等」という。）にも適用する。

第2条（役員の報酬基準）

- 役員等が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により支払うことが出来る。
- 2 役員等が理事会及び評議員会出席以外で法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により支払うことが出来る。
- 3 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により支払うことが出来る。

別表1

名 称	金 額（源泉徴収後）
理事会出席報酬等	10,000円
評議員会出席報酬等	10,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	10,000円

別表2

名 称	金 額（源泉徴収後）
理事及び評議員業務報酬等	10,000円
監事監査指導報酬等	10,000円

第3条（出張旅費）

- 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することが出来る。
- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することが出来る。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

別表 3

旅 費	宿泊費	報酬 1 日(源泉徴収後)	その他
実費	10,000円	10,000円	実費

第4条（従業員兼務役員等の報酬）

役員が法人の経営する事業の従業員を兼務している場合、その兼務する従業員の雇用内容により、給与規定により給与として支給する。

第5条（報酬等の支給方法）

役員報酬および出張旅費の支給方法については、役員会等への出席および出張の都度、原則として当日に現金にて支給する。

第6条（協議事項）

この規程に定めのない事項については、評議員会の議決を経て決定する。

第7条（規程の変更）

この規程を変更する場合は、評議員会の議決を経て決定する。

附則（施行期日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

この規程は、令和4年12月3日から施行する。

この規程は、令和5年10月14日から施行する。